

○生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(入館及び入場の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) プールへ入場しようとする<u>6歳未満の者で、20歳以上の引率者のいないもの</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館</p>	<p>(入館及び入場の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) プールへ入場しようとする<u>小学校第2学年以下の者で、成年者の引率がないもの</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館</p>
略	略
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 次に掲げる者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(1) 児童生徒、障がい者等(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>5 略</p>	<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 次に掲げる者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)</u>及びその介護を行う者(生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。)</p> <p>4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(1) 児童生徒、障がい者等(前項第1号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>5 略</p>

2 武道館 略

3 グラウンド

略

備考

1～5 略

6～8 略

4 テニスコート

略

備考

1 略

2・3 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 附属設備 略

2 武道館 略

3 グラウンド

略

備考

1～5 略

6 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者がむかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

7～9 略

4 テニスコート

略

備考

1 略

2 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者が生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

3・4 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 附属設備 略